

県営住宅駐車場使用のしおり

第1 駐車場の使用申込みができる人

※条例第48条

駐車場を使用することができる人は、次に掲げる条件（使用者資格）を満たしている人に限ります。

- (1) 県営住宅の入居者又はその同居者（同居承認を受けている者に限ります。）であること。
- (2) 県営住宅の入居者又はその同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 県営住宅の家賃又は駐車場の使用料を滞納していないこと。
- (4) 次に掲げるいずれの場合にも該当しないこと。

ア 県営住宅の入居者が不正の行為によって入居したとき。

イ 県営住宅の入居者が県営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

ウ 県営住宅の入居者が正当な事由によらないで引き続き15日以上当該県営住宅を使用しないとき。

第2 駐車場に駐車できる自動車

※要綱第3条

駐車場に駐車する自動車は、次に掲げるものに限ります。

- (1) 使用者資格を有する者が、現に所有し、又は使用する自動車であること。
 - (2) 大きさは、駐車場の区画内に安全に駐車でき、かつ、他の者の駐車に迷惑をかけない程度のものであること。
- (注) 入居者の介護等のために駐車場を必要とする親族や介護等の事業者など知事が特別に認める者の自動車に限り入居者の自動車とみなします。

第3 使用の申込み（使用申請と使用の決定）

※要綱第4条

駐車場使用の申込みは、次の書類を和歌山県住宅供給公社又は振興局建設部に提出してください。使用の決定は、1住戸につき1区画1台とします。ただし入居団地の駐車場に空き区画がある場合は、2区画目の一時使用を受けることができる場合があります。

使用が決定された後に概ね1週間以内に、県営住宅駐車場使用決定通知書（様式第6号）を交付します。

なお、県は駐車場の使用期間その他必要な条件を付します。

また、駐車場の使用決定を受けた者が、県営住宅を退去したとき又は自動車の使用者又は所有者でなくなったときは、使用決定は、その日からその効力を失います。

(注) 申請書等の提出先等は、別表を参照してください。

○新規の決定申請を行う場合

	提出書類
申請書	県営住宅駐車場使用申請書（様式第1号）
添付書類	(1) 自動車検査証（以下「車検証」といいます。）の使用者又は所有者はが入居名義人又は同居者である場合 ①車検証の写し (2) 車検証に記載された使用者及び所有者が他人名義であるが実質的な所有者で名義変更が未済の場合 ①車検証の写し ②誓約書（様式第2号）

	(3) 車検証に記載された使用者（使用者欄に記載がない場合は所有者）が法人（会社）名義の場合 ①車検証の写し ②当該法人が発行する証明書（社員等が専用使用する旨の証明） (4) 新車又は中古車を購入する場合（新規に登録する場合） ①誓約書（様式第2号） ②中古自動車の場合、登録識別情報等通知書などの写し（可能な場合） (5) 介護等による申請の場合 ①車検証の写し ②理由書（様式第3号） ③入居名義人と駐車場使用者との関係が分かるもの（戸籍謄本、介護契約書の写し等） (6) 2区画目の一時使用申込み ①車検証の写し ②誓約書（様式第4号） ※その他の添付資料は、上記(2)から(4)に準じる。 備考 1 車検証を添付できない場合は、登録完了後に必ず車検証の写しを提出してください。 2 口座引落を希望される場合は、「口座振替納付依頼書」を所定の金融機関へ提出してください。 3 駐車場使用者の使用する自動車が和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第25号）第69条第1項の規定による自動車税又は各市町村による軽自動車税の減免のいずれかに該当し、使用料の減免を受けようとする方は、県営住宅駐車場使用料減免申請書（様式第5号）を添付してください。 ※必要書類 減免対象となることを証明する書類（身体障害者手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳の自動車税減免扱いの記載欄の写し等）
--	---

○使用継続（期間更新）を申込む場合

	提出書類
申請書	県営住宅駐車場使用申請書（様式第1号）
添付書類	(1) 車検証の写し ただし、車検証の写しを添付できない場合は、新規の使用申請を行う場合に準じて誓約書（様式第2号）又は証明書を添付してください。 備考 1 引き続き駐車場使用料の減免対象となる場合は、「県営住宅駐車場使用料減免申請書（様式第5号）」とそれを証明する書類を添付してください。

（注）駐車場によっては、使用決定の期間が1年、3年又は退去の日までの3区分あります。
決定期間が1年又は3年の場合は、その決定期間が満了する前に使用継続の使用申請（更新）が必要になります。

第4 使用者の決定

※条例第50条、要綱第5条

- 1 使用の申込みをした者の数が使用させるべき駐車区画の数を超える場合は、抽選により決定します。ただし、自治会等においてあらかじめ使用予定者を決めることがあります。
- 2 県は、使用の申込みをした者又はその同居者が身体障害者である場合その他駐車場の使用につき特別な事情があると判断したときは、県において使用者を決定することがあります。

第5 使用決定を受けた事項の変更の届出

※要綱第9条

使用者は、自動車を買換えるときなど、使用する自動車、駐車区画又は自動車の所有者等に変更が生じたときは、次の書類を和歌山県住宅供給公社又は振興局建設部に提出してください。

	提出書類
届出書	県営住宅駐車場使用決定事項変更届（様式第8号）
添付書類	(1) 車検証の写し ただし、車検証の写しを添付できない場合は、誓約書（様式第2号）又は証明書を添付してください。

第6 駐車場の使用を終了する場合

※要綱第8条

駐車場の使用を終了するときは、終了する日の10日前までに県営住宅駐車場使用廃止届（様式第7号）を和歌山県住宅供給公社又は振興局建設部へ提出してください。

（注） 終了日が到来したときは、直ちに駐車場を県に返還していただきます。

第7 駐車場使用料

※条例第51条

駐車場の使用料金は、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）に定められています。（消費税率の改定や本条例の改正により、駐車場の使用料が変わることがあります。）

○使用料金

※令和元年10月1日現在

（1）和歌山市の区域に所在するもの

1区画につき月額 3,210円

（2）和歌山市以外の市の区域

（田辺市鮎川及び田辺市中辺路町栗栖川の区域を除く。）に所在するもの

1区画につき月額 2,570円

（3）前2号に掲げる区域以外の区域に所在するもの

1区画につき月額 2,250円

○使用料の納付方法

- 1 使用者には、駐車場の使用を開始した日から駐車場の使用を終了した日までの間使用料を納付していただきます。
- 2 使用料は、毎月末までにその月分を口座振替又は納付書により納入していただきます。
- 3 使用の期間に1月に満たない端数が生じたときは、日割計算によります。

○使用料の減免

※要綱第7条

駐車場使用者の使用する自動車が和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第69条（身体障害者等に対する自動車税の減免）第1項の規定による自動車税又は各市町村による軽自動車税の減免のいずれかに該当するときは、使用料の減免を受けることができます。

第8 使用者の遵守義務

※要綱第10条

駐車場を使用する人は、次の各号に掲げる事項を遵守してください。

- （1）決定を受けた自動車以外の自動車を駐車しないこと。
- （2）駐車場又はその付帯する設備を故意にき損しないこと。
- （3）周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼさないこと。特に交通事故の防止と騒音防止に配慮し、周囲の清掃に努めること。
- （4）駐車区画を第三者に転貸し、又はその使用权を他の者に譲渡しないこと。

- (5) 駐車区画を自動車の駐車以外の用途に供しないこと。特に駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車の支障となる物品を持ち込まないこと。
- (6) 駐車区画の原状を変更し、又はこれに工作物等を設置しないこと。

第9 自動車保管場所証明書（車庫証明）の取り方

自動車保管場所証明書の交付を受けようとするときは、警察への申請に必要な「駐車場使用承諾証明書」を発行しますので、事前に手続きをお願いします。

事前の手続きは、新たに県営住宅駐車場を使用する場合、「第3 使用の申込み」により、県営住宅駐車場の使用決定を受けた車両を買い換える場合、「第5 使用決定を受けた事項の変更の届出」によります。

(注) 第2の(注)書きの規定により使用決定を受けている者については、適用されません。

第10 損害賠償責任

- 1 使用者が、その責めに帰すべき事由によって駐車場又はその付帯する設備を滅失し、又は損傷したときは、使用者の負担において修繕し、又はこれによって生じた損害を賠償していただきます。
- 2 駐車場内における盗難、損傷等の事故及び人身事故が発生したことにより、使用者又は第三者が損害を受けたことがあっても、県は、その賠償の責めを負いません。
- 3 駐車場の使用に関し、使用者が、他の使用者又は第三者に損害を与えたときは、当事者間において解決してください。

第11 使用決定の取消し又は明渡し請求

※条例第52条

使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者に対して、駐車場の使用決定を取り消し、又はその明渡しを請求することがあります。

- (1) 使用者が不正の行為によって使用決定を受けたとき。
- (2) 使用者が県営住宅の家賃又は駐車場の使用料のいずれかを3か月以上滞納したとき。
- (3) 使用者が正当な事由によらないで引き続き15日以上駐車場を使用しないとき。
- (4) 使用者が第1に規定する使用者資格を失ったとき。
- (5) 使用者が第9に規定する遵守義務に違反したとき。
- (6) 条例又はこの要綱若しくはこれに基づく指示命令に違反したとき。
- (7) 使用者が入居している県営住宅の明渡しを請求されたとき。
- (8) 前各号に該当するほか、県において県営住宅及び駐車場の管理上必要があると認めるとき。

(注) 使用決定の取消し又は明渡しの請求を受けた場合は、指定する期日までに駐車場を明け渡ししていただきます。

第12 書類の提出先

駐車場の使用に際して県に提出する書類は、和歌山県住宅供給公社が管理する県営住宅にあつては当公社に、その他の県営住宅にあつては振興局建設部に提出してください。

☆提出書類一覧

- 駐車場の使用(更新)を申込みとき : 県営住宅駐車場使用申請書(様式第1号)
自動車を買い換えるときなど : 県営住宅駐車場使用決定事項変更届(様式第8号)
駐車場の使用を終了するとき : 県営住宅駐車場使用廃止届(様式第7号)

【問い合わせ先】 和歌山県住宅供給公社 住宅管理課 県営住宅グループ
住所 : 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル1F
電話 : 073-425-6888